

平成 19 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 徳 中 暉 久
(コード番号：8729 東証所属部未定)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 此 尾 昌 晃
(TEL. 03-5785-1074)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 19 年 9 月 4 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行及び株式売出しにつきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 19 年 9 月 18 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 募集株式の払込金額 1株につき 金 323,000円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
2. 募集株式の払込金額の総額 24,225,000,000円
3. 仮 条 件 380,000円 から 400,000円
4. 仮条件の決定理由等
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のよう
な評価を得ております。
①ソニー生命のライフプランナーによるコンサルティング・セールス、ソニー損保のダイ
レクトマーケティング、インターネット専業銀行としてのソニー銀行など、主要子会社
それぞれが独自性のある販売チャネルやビジネスモデルを有しており、同業他社との差
異化が図られている。
②主要子会社それぞれが同業他社に比べて大きな成長性を有している。
③当社グループの持続的な成長のためにはライフプランナーをはじめ、今後も優秀な人材
が安定的に確保されることが重要である。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株
のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討
した結果、仮条件は 380,000円 から 400,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）による募集株式発行及び株式売
出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために
作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正
事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目
論見書（並びに訂正事項分）」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って
登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は
登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行
われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は
当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載
されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

1. 募集株式数及び売出株式数

- | | | | |
|---------|------|-------------------|-----------|
| ① 募集株式数 | 普通株式 | 75,000株 | |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 725,000株 |
| | | (うち 国内売出し | 399,000株 |
| | | 海外売出し | 326,000株) |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | |
| | | 上限70,000株(※) | |

2. 需要の申告期間 平成19年9月19日(水曜日)から
平成19年9月28日(金曜日)まで

3. 価格決定日 平成19年10月1日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定する。)

4. 申込期間 平成19年10月2日(火曜日)から
平成19年10月5日(金曜日)まで

5. 払込期日 平成19年10月10日(水曜日)

6. 株券受渡期日 平成19年10月11日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主であるソニー株式会社(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、70,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、平成19年11月2日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成19年10月11日から平成19年10月30日までの間、JPモルガン証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、JPモルガン証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

この文書は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)による募集株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。